

知って
いますか？

犬の飼い主の 義務と責任

登録義務

飼い始めてから30日以内に、
市役所で登録が必要です※。
交付された鑑札は首輪
につけて、飼い主（所
有者）が分かるように
してください。

令和〇年度
犬鑑札
第000XX号
本宮市
福島県

※ マイクロチップを登
録している場合は、登録
手続きは不要です。

けい留義務

犬の放し飼いは禁止されてい
ます。繋ぐ、または柵の中や
室内で飼育しましょう。
散歩するときは必ずリードで
繋いでください。

狂犬病予防注射 の接種義務

年に1回必ず予防接種を受け
る必要があります。市外の動
物病院で受けたときは、市役
所で注射済票の交付を受けて
ください。

狂犬病予防注射済
令和〇年度
000XX
福島県 本宮市

糞や尿の処理

飼い主は、飼い犬の汚物を
処理することが定められて
います。
犬がした糞は必ず持ち帰っ
てください。また、尿は水
で流すことが推奨です。

命への責任

動物を飼うということは、その命に責任を持つことです。動物の生態や習性を理解し、病気の予防と治療、そして命を終えるまで面倒を見ることは飼い主の責任です。

飼い犬が幸せに暮らせるよう、周りの方々の理解を得ながら、飼い主の義務と責任をしっかりと果たしていくことが大切です。